

瑞浪駅北地区複合公共施設整備運営事業 募集要項等に関する質問・意見の回答(1回目) 令和7年5月21日

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
○		1	募集要項	7	6						①主催事業、②自主事業を実施にあたり、収入は、指定管理者になっていますが実施にかかる費用(人件費を含む。)は、指定管理料から支出することができますでしょうか？	利用料金制とすることは決定していないため、主催事業による収入を指定管理者の収入とするかは未定です。また、主催事業の実施にかかる費用は指定管理料からの支出となります。 自主事業については、独立採算とし、支出は指定管理料外からとし、収入は指定管理者となります。 詳細は修正した要求水準書P.50「5 事業実施業務」を確認してください。
○		2	募集要項	7	17						①主催事業、②自主事業の区別と②自主事業、③カフェ事業の区別において②自主事業の中に③カフェ事業が含まれるのでしょうか？	お見込みのとおりです。
○		3	募集要項	7	17						③カフェ事業については不採算になったとしても継続して行うことがマストでしょうか？また、②自主事業、③カフェ事業を行うにあたり、指定管理者が第三者に委託する方法で行うことは可能でしょうか？	カフェ事業については、運営業務期間中は継続して行うことを基本とします。カフェ事業の実施に係る規定を管理運営業務委託契約書(案)に追記します。また、自主事業、カフェ事業は第三者に委託することは可能です。
○		4	募集要項	10		第4	1	(1)			スケジュール⑤以降に民間事業者の質問を受付する機会を設けていただくことは可能でしょうか。提案づくりが具体的になった段階で出てくるであろう質問を想定してです。	原則、募集要項等に関する質問(2回目)以降の質問は受け付けません。
○		5	募集要項	10		第4	1	(1)			スケジュール⑧への出席は事業の構成事業者に限らず、協力者、協力事業者の参加は可能でしょうか。	ヒアリングへの参加は代表企業及び構成企業のみとします。
○		6	募集要項	12	16	第4	1	(2)	⑤	ウ	提出方法が「持参又は郵送により提出すること」と指定がありますが、民間の運送業者を使用しての配送でも問題ないでしょうか。	令和7年8月1日(金) 17 時までの必着であれば問題ありません。
○		7	募集要項	14	24	第4	2	(3)	ア	g	人的関係の有無の判断基準についてご教示ください。	一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている(会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く)、または、一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている場合は人的関係が有るとみなします。
○		8	募集要項	14	25	第4	2	(3)	ア	h	人的関係の有無の判断基準についてご教示ください。	No.7の回答を確認してください。

○		9	募集要項	14	27	イ						設計業務・工事監理業務を複数の企業で行う場合、事前にJVの申請をする必要がある等、必要な手続きをご教授ください。	企画提案書の提出期限までに様式集における必要書類の提出があれば、事前の申請については必要ありません。
○		10	募集要項	17	1	第5	4	(8)				参加辞退届の提出期限はいつまででしょうか。	企画提案書の提出期限までとします。
○		11	募集要項	18	9	第4	4	(1)				「開館準備業務を除く統括管理業務費、維持管理業務及び運営業務費(指定管理料)」の提案上限額が年間200,000千円(税込)となっていることについて、市はそもそもこの200,000千円の内訳をどのように考えて設定したのか、設定根拠をお示しください。	設定根拠については開示しません。
○		12	募集要項	18	9	第4	4	(1)				「開館準備業務を除く統括管理業務費、維持管理業務及び運営業務費(指定管理料)」の提案上限額が年間200,000千円(税込)となっておりますが、総括管理業務及び運営業務費と維持管理業務費の内訳の目安をご教示いただけますでしょうか？	総括管理業務及び運営業務費と維持管理業務費の内訳については開示しません。
○		13	募集要項	18	11	第4	4	(1)				「予定工事費は3,280,000千円(税込)とすること」とございますが、予算の算出根拠と、想定内訳(様式9-2のそれぞれの工種や年度区分ごとの)金額または比率をご教示ください。	予算の算出根拠と、想定内訳、比率については開示しません。
	○	14	募集要項	18	11							物価高騰など想定を超えるような事態が起きた場合の本事業取り扱いについて、基本契約書条項に明文化して頂きたい今後協議させてください。	想定を超えるような事態が起きた場合の本事業取り扱いについて、設計及び工事監理業務委託契約書(案)第84条、管理運営業務委託契約第49条等に基づき、発生した事象の程度を踏まえ、市及び事業者で協議することを考えております。
○		15	募集要項	18	19	第4	4	(1)				自主事業として本施設の一部を使用してカフェ等を実施する際の行政財産の使用許可による市が想定する貸付料の目安(想定)は、1,527円/㎡・月とありますが、対象になる貸付面積の範囲を確認をさせてください。＜提供カウンター・厨房・事務所・バックヤードを含む＞＜飲食スペース・フリースペースエリアは含まない等＞の確認をさせてください。	貸付対象は、カフェの専有とする提供カウンター、厨房、事務室、更衣室等バックヤードを基本とします。飲食スペースやフリースペースは、専有としない場合には貸付対象外とします。ただし、貸付対象外となる部分に券売機やモニターを設置する場合には、行政財産使用許可申請と面積に応じた使用料が生じます。
○		16	別添1 要求水準書	11	18	第1	9	(2)	ア	表5		外構に広場とありますが、ロータリーなどと合わせての広場の確保と考えてよろしいでしょうか。	周辺施設との連携については、事業者の提案に委ねるものとします。ただし、瑞浪駅北口との接続等の動線計画を除き、ロータリー等の事業対象地範囲外の具体的なレイアウトやデザインの提案は評価対象とはしません。

○		17	別添1 要求水準書	11	25	第1	9	(2)	イ			「開館時間、開館日は現時点の想定であり、選定事業者は、利用者ニーズへの対応として変更を提案することが可能である。また、事業期間中においても同様に変更を提案することができるが、市と協議の上、可否を決定する。」と記載されていますが、休館日の増減によって指定管理料も増減することが想定されますが、その認識で良いでしょうか。	市の事由により休館日の増減を行う場合はお見込みのとおりで。 指定管理者基本協定書(案)第35条を確認してください。
○		18	別添1 要求水準書	13	4	第2	1	(1)				・ZEBの認証基準を満たすことと記載がございます。また「実施方針等に関する質問・意見回答」のNo.131にも回答ございますが、「ZEB Ready」や「Nearly ZEB」ではなく「ZEB」の認証基準を満たすとの認識でよろしいのでしょうか。また、基準を満たすとは、認定を取得することは求めているとの認識でしょうか。 ZEBの認証基準を満たす為の創エネ設備の設置などにコストがかかることが予想される為、再度確認いたします。	「ZEBOriented」基準を満たす必要があります。 工事着手前に適合判定を受ける必要があります。
○		19	別添1 要求水準書	13	4	第2	1	(1)	オ			要求される「ZEB水準」について、取得予定の補助金メニューにある省エネ(ZEB)水準の制定時期と、現行の省エネ法基準の制定時期が異なることから、求められる水準が不明瞭と思われます。 ご確認いただき、改めて要求水準についてご提示ください。	No.18の回答を確認してください。
○		20	別添1 要求水準書	13	5	第2	1	(1)	オ			「ZEBの認証基準を満たすこと」とございますが、必要なZEB認証基準のランク(『ZEB』、Nealy ZEB、ZEB Readyなど)をご教示ください。	No.18の回答を確認してください。
○		21	別添1 要求水準書	13	5	第2	1	(1)	オ			ZEBについてはZEB Readyを想定されていると考えてよろしいでしょうか。	No.18の回答を確認してください。
○		22	別添1 要求水準書	13	5	第2	1	(1)	オ			要求水準書で謳ってるZEBについて、補助金申請のために、BELS認証等を取る必要がありますか	No.18の回答を確認してください。
○		23	別添1 要求水準書	14	24	第2	1	(2)	イ			天井の崩落対策について特定天井に該当する場合の措置について記載がありますが、特定天井に該当する室以外の耐震天井の対策は必要でしょうか。	特定天井に該当する室以外の耐震天井の対策は必要ありません。
○		24	別添1 要求水準書	18	13	第2	1	(2)	ウ	(工)		充実した舞台設備を想定していますが、舞台の面積について要求はありますか。必要最低面積を想定していただければご教示お願いいたします。	想定されている主催事業・自主事業の規模や内容に応じて、事業者の提案に委ねるものとします。

○		25	別添1 要求水準書	18	13	第2	1	(2)				舞台設備に関して、「実施方針等に関する質問・意見回答」のNo.147にも回答がございますが、設備必要個数をお示しいただきたい。以前に当要求水準書と同程度の内容で舞台設備を提案したが、落札後に自治体と事業者の考えに大きな開きがあり、施設整備費を圧迫した事案がございました。その為、想定しているイベントなどをご教示願います。	No.24の回答を確認してください。
○		26	別添1 要求水準書	19	11	第2	1	(2)	エ			本事業で整備する(設計)外構範囲は添付資料①の赤で囲まれた範囲【駅北地区複合公共施設整備】部分と考えその他の公共施設周辺事業との連携と調整を行うものと拝察します。 枠範囲外の別途計画予定のロータリー、駐車場について、想定されている仕上がり高さがあればご教示ください。	前段については、お見込みのとおりです。 範囲外の仕上がりについては、現実的な範囲で仮定していただき、事業者の提案に委ねるものとします。
○		27	別添1 要求水準書	19	15	第2	1	(2)	エ	(イ)		搬入用車両については、敷地北側に整備される市道からの進入を想定されていると考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねるものとします。
○		28	別添1 要求水準書	19	20	第2	1	(3)	エ			多目的ホールや図書館への搬入車両について想定している大きさがあればご教示お願いいたします。	多目的ホールにつきましては、今後主催事業及び自主事業として何を想定しているか、舞台のサイズはどれ程を想定しているかで変わりますので、事業者の提案に委ねるものとします。通常業務の中での搬入車両は普通乗用車1台分のスペースがあれば対応可能です。
○		29	別添1 要求水準書	20	7	第2	1	(2)	エ			「事業対象地南東のJR敷地」とはどのエリアを示されていますでしょうか。本計画敷地内の南東部分の該当であれば下記についてご教示ください。 ・事業対象地南東のJR敷地への関係者車両の動線も確保するとありますが、敷地北側の整備予定の市道からのアクセスを想定していますか。市営駅北駐車場拡張予定部分の経由は不可でしょうか。	前段の「事業対象地南東のJR敷地」については、添付の参考資料①のとおりです。 当該敷地へのアクセスについては、事業者の提案に委ねるものとします。 また、No.16の回答も確認してください。
○		30	別添1 要求水準書	20	10	第2	1	(2)	エ	(ク)		駐輪場を100台程度設置するとありますが、駅前という立地柄、利用料金を設定することは可能でしょうか。	他の駅周辺の駐輪場及び公共施設の駐輪場が無料であるため、利用料金の設定は不可とします。
○		31	別添1 要求水準書	20	20	第2	1	(2)	エ	(ケ)		事業対象地南東のJR敷地への関係者車両動線の確保とは地下連絡通路南側のJR敷地への車両動線と拝察します。高さ関係の処理なども含めて合理的な計画であればロータリー等、赤枠範囲外からのアプローチを想定してもよいですか。	No.29の回答を確認してください。

○		32	別添1 要求水準書	20	20	第2	1	(2)	エ	(ケ)		事業対象地南東のJR敷地への関係者車両の動線は、必ずしも事業対象地内で確保する必要はなく、周辺事業の駅北ロータリー計画と調整した上で確保できればよいと考えてよろしいでしょうか。	No.29の回答を確認してください。
	○	33	別添1 要求水準書	21	1	第2	1	(3)	ア			要求水準書に記載されている多目的ホールにおいて、客席数が400人程度を収容可能とのことですが、収益事業の観点から見ると、この規模では十分な収益性を確保することが難しいと考えております。 さまざまな講座やイベントの開催、多様な市民活動の発表に加えて、「二十歳の祝典」などの式典も行える空間として、多目的ホールは非常に重要な役割を果たします。しかし、客席数が400席では、収入を得ることができる大規模なイベントの開催が難しく、運営を持続可能にするためのリスクが高まることが懸念されます。 このため、より収益を生み出すための客席数の見直しや、運営形態についてもご検討いただけますようお願い申し上げます。	これまでの検討を踏まえ客席数を400人程度としていますので、客席数の見直しは行いません。
○		34	別添1 要求水準書	21	6	第2	1	(3)	ア			ブックモービルは行わないと考えてよろしいでしょうか。	ブックモービルは想定していません。
○		35	別添1 要求水準書	21	13	第2	1	(3)	ア			必要な本棚のサイズを想定したいのですが、開架書庫の蔵書について、分類ごとの割合を教えてください。(文庫本、大型本、新書、郷土資料等)	現図書館の文庫本・大型本・新書・郷土資料等の収蔵状況については、参考資料②を参考としてください。あくまでも現図書館の状況であり、新施設の要求水準を示すものではありません。また、大型本の配架等、書架計画に影響が大きいものについては、現図書館における蔵書を基本にご提案いただき、事業者選定後に市と協議の上で決定することとします。なお、要求水準書 添付資料⑦の分類別蔵書冊数もご確認ください。
○		36	別添1 要求水準書	21	46	第2	1	(3)	ア			閉架書庫を集密書架とすることは可能でしょうか	限られたスペースの中で資料の提供や業務の効率性などに考慮して、事業者の提案に委ねるものとしします。
○		37	別添1 要求水準書	22	11	第2	1	(3)	ア			現在あるピアノを設置する部屋の想定はありますか。(床の積載荷重の検討に関わります)	事業者の提案に委ねるものとしします。
○		38	別添1 要求水準書	22	12	第2	1	(3)	ア			会議室・多目的ルームは、1室あたり50㎡程度で想定してよろしいでしょうか。	既存施設の各部屋の稼働を示す資料を要求水準書 添付資料⑦に追加し、修正版として公表しますので、それらを参考にいただき、提案に委ねるものとしします。

○		39	別添1 要求水準書	22	22	第2	1	(3)	ア			飲食可能な部屋の指定はございますか。カフェ以外でも飲食可能でしょうか。飲食禁止を想定している諸室があれば教えてください。	飲食可能な部屋や禁止する部屋は、事業者の提案に委ねるものとします。多目的ホールは平土間利用時は飲食可、資料・情報機能の貴重書架周辺では飲食不可など、管理運営上の必要性を踏まえて適宜設定ください。実際の運用については、事業者選定後に市と協議の上で決定します。
○		40	別添1 要求水準書	23	7	第2	1	(3)				諸室の整備水準、ア各機能諸室 共用部に記載がございますAEDの設置に関して、「瑞浪駅北地区複合公共施設整備運営事業 実施方針等に関する質問・意見の回答 令和7年2月26日」では質問No.140「備品の扱いについては、募集要項公表時にお示しします」との回答でございました。要求水準書のP34 の(6)備品等の管理、管理台帳の作成のア基本方針において、本施設の備品は発注から設置まで原則市で行うものと記載がございますため、当該AEDも市が設置するとの理解でよろしいでしょうか。	AEDについては、市が設置します。
○		41	別添1 要求水準書	25	表	第2	2	(2)	表7			基本設計図書資料リスト その他の模型は最終段階に近いものとするため実施設計段階としてもよいですか。	事業者選定後、選定事業者の提案を受け、市との協議の上で決定します。
○		42	別添1 要求水準書	29	24	第3	1	(4)				総括責任者の要件として記載のあります、「本施設と同規模程度の施設管理実績」について、企業として同規模程度の施設を受託管理し、総括責任者を配置した実績があれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	企業の実績としてではなく、配置予定の総括責任者の実績として求めるものです。
○		43	別添1 要求水準書	30	2	第3	1	(5)				「選定事業者は、休館日、利用時間、利用料金(減免、還付制度を含む)を公表する。」と記載されていますが、条例及び施行規則に関しては事業者からの提案を基に協議して設置頂けるとの理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
○		44	別添1 要求水準書	30	20	第3	1	(5)				「市の予約システムの利用等の事務で使用するパソコン等の機器の導入費用は、選定事業者の負担でまかなうものとする。」と記載されていますが、指定管理業務支出経費に計上すると云う理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
○		45	別添1 要求水準書	30	33	第3	1	(7)				「選定事業者が負担者となる第三者賠償に備え、あらかじめ損害保険に加入する等、必要な措置を講じる。」と記載されていますが、指定管理業務支出経費に計上すると云う理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
○		46	別添1 要求水準書	32	3	第3	2	(1)				開館準備に関して確認ですが、現在の図書館の閉館時期はいつを予定されていますでしょうか。	新施設開館の3か月前を予定しています。

○		47	別添1 要求水準書	32	3	第3	2	(1)			現行の図書館職員で新図書館での勤務を要望された方を雇用する場合、人事研修・開館準備作業との連携等が予想されますがその際給与が発生する為、どのようにご検討されていますでしょうか。	選定事業者の提案による雇用に関して開館準備業務期間に発生する費用は「総括管理業務費のうち開館準備業務費」に含むものとしてご提案ください。
○		48	別添1 要求水準書	33	24	第3	3	(3)			市にて利用案内(パンフレット等)の配布予定はございますでしょうか。ある場合、部数はどれくらいを予定されていますでしょうか。	現在市で配布を予定していません。
○		49	別添1 要求水準書	33	25	第3	3	(3)			「資料・情報提供機能を除くホームページの作成を行う」とあり、また、「資料・情報提供機能を含む本施設のホームページを管理・更新」とありますが、「資料・情報提供機能」部分のホームページ作成はどこが、どのように作成し、どのように連携する形になりますでしょうか。	資料・情報提供機能のホームページの作成は図書館システム導入者が作成し、日々の更新作業は指定管理者が行うことを想定しています。図書館システム以外の機能で、情報発信などのホームページを別途作成の上、事業者にて運用することは妨げません。
○		50	別添1 要求水準書			第4	1	(6)			消耗品等の取扱いについて、消耗品の調達は、選定事業者が実施することと記載がございますが、消耗品の必要数を検討する為、市で想定されている来館者数をご教示願います。	事業者独自の来館者数の想定、根拠に基づく提案を求めます。
○		51	別添1 要求水準書	45	20	第5	2	(3)	エ		蔵書数的にメリットが見込めないとの理由で、新図書館ではICタグは想定していないとのことですが、利用者側やスタッフの作業効率化・終日利用可能な返却ポストや予約資料貸出ロッカー等導入メリットがあるかと考えます。新図書館オープン時のタイミングで導入をご検討いただけないでしょうか。	ICタグ利用の費用対効果を考慮し、ICタグの導入は行わないこととしています。
○		52	別添1 要求水準書	48	6	第5	4	(1)	・		カフェについて、独立採算での実施が求められておりますが、この点に関しまして、いくつかの懸念がございます。具体的には、事業運営に伴うリスクや初期投資の負担が大きく、独立採算での実施が難しいと考えています。 したがって、指定管理料にカフェ等の実施を含めていただける可能性についてお伺いさせていただきたいと思えます。指定管理料にこれらの運営費用を含めることで、より安定した運営が可能となり、地域住民の方々にとっても充実したサービスが提供できると考えます。	カフェ等の実施は、原案のとおり独立採算での実施としてください。

○		53	別添1 要求水準書	48	9	第5	3	(3)	ウ			「化石博物館や陶磁資料館、市之瀬廣太記念美術館の収蔵品をはじめ、瑞浪市にまつわるモノやコトを展示・紹介する等、来館者が瑞浪市の魅力を再発見できるような展示を行う。」と記載されていますが、博物館・資料館・美術館の貸出し可能な主な収蔵品に関しましては実物の公開と解説の機会を設定頂けますでしょうか。 「市は、上記収蔵品を展示品の一部として提供するが、展示内容は選定事業者の提案によるものとする。」と記載されていますが、その他の展示品に関しましては工事費又は指定管理料で調達すると云う理解で良いでしょうか。	前段については、要求水準書 添付資料⑧をご確認ください。 後段については、お見込みのとおりです。
○		54	別添1 要求水準書	49	5	第5	5	(1)	・			要求水準書では、自主事業の企画・実施にあたり、指定管理料に含まない形での運営が求められております。しかしながら、自主事業は地域活性化や市民サービス向上に大いに寄与するものであり、安定した運営を確保する上で、指定管理料に含めることが可能かどうかをお伺いします。	要求水準書P.50「5 事業実施業務」のとおり、幅広い年齢層の多様なニーズに対応した多彩な生涯学習の機会を提供するものとして、指定管理料に含む事業としては主催事業として実施してください。
○		55	別添1 要求水準書	49	14	第5	4	(1)				「カフェ等の運営に必要な厨房設備、什器、調理器具等は、運営期間終了までに撤去すること」とありますが、事業期間終了後に継続使用の予定がある場合には、この限りではないとの理解で宜しいでしょうか。	原則、運営期間終了までの撤去としますが、継続使用の予定により、事業期間終了前に市との協議により決定します。
○		56	別添1 要求水準書	49	24	第5	4	(2)				行政財産使用料の対象となる貸付面積について、オープン型で提案する場合、カウンター内の面積とする理解で宜しいでしょうか。	No.15の回答を確認してください。
○		57	別添1 要求水準書	50								主催事業、自主事業の費用は、指定管理者が負担すると考えているが、指定管理料の中の費用から支出しても良いか。	No.1の回答を確認してください。
○		58	別添1 要求水準書	50	19	第5	5	(2)	ア			継承する事業である「二十歳の祝典、生涯学習ハンドブックの作成、中央公民館文化祭、瑞浪市美術展」について、これまでの事業費を教えてください。市と3年間は共催とのことですが、事業費は全て指定管理料に含むという理解でよろしいでしょうか。	二十歳の祝典 R4:1,962千円 R5:2,159千円 R6:2,248千円 生涯学習ガイドブック R4・R5・R6:500千円 文化祭 R4:88千円 R5:100千円 R6:138千円 美術展 R4:1,754千円 R5:1,686千円 R6:1,549千円 現在市で予算計上している内容については、引き続き3年間市で計上する予定です。 4年目以降も市で主催する二十歳の祝典以外については、4年目以降は選定事業者別途費用を支払います。
○		59	別添1 要求水準書	50	21	第5	5	(2)	ア			二十歳の祝典については、市の主催ですので、費用等も市で負担いただき、協力との認識で齟齬ございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。

○		60	別添1 要求水準書	50	21	第5	5	(2)	ア		3年程度市と共同で開催する、生涯学習ハンドブックの作成、中央公民館文化祭、瑞浪市美術展について、開催にかかる費用負担の想定を教えてください。	No.58の回答を確認してください。
○		61	別添1 要求水準書	50	21	第5	5	(2)	ア		生涯学習ハンドブックの、現在の発行部数を教えてください。	12,500部です。
○		62	別添1 要求水準書	50	23	第5	5	(2)			二十歳の祝典……3年程度は市と共同で開催し、その後は選定事業者が主体で実施するとありますが、4年目以降の費用は初年度からの指定管理料に含まれていないとの認識でよろしかったでしょうか。	二十歳の祝典以外は、4年目以降は選定事業者主体で実施となります。No.58の回答を確認してください。
○		63	別添1 要求水準書	50	29	第5	5	(2)	ア		主催事業について、参加費を徴収する場合は、原則全額を選定事業者の収入とするとの記載がございます。また、様式8-8にて事業収入見込みを算出する様式の提出をもとめられていますが、これは、事業費から、主催事業にて得られる収入を引いた金額が支払われる建付けなののでしょうか。そうだとすると、事業者は市や利用者の満足度向上の為の工夫を行い、にぎわいを創出し、売上が上がれば上がるほど、評価されない仕組みとなっていますが、この点について市のお考えをお聞かせください。	No.1の回答を確認してください。
○		64	要求水準 添付資料①								【市道整備】から駅北駐車場への途中に矢印の記載がありますが、下りスロープの表現でしょうか。	駐車場の入り口を表現しています。
○		65	要求水準 添付資料①								今回計画の敷地周辺はフラットで擁壁などは無いと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書 添付資料②にて高低差をご確認ください。
○		66	要求水準 添付資料①	—	—						周辺事業計画図のCADデータをご提供いただくことは可能でしょうか。	参考図であるためCADデータの提供は行いません。
○		67	要求水準 添付資料①	—	—						「周辺事業計画図・敷地位置図・事業区域図・瑞浪駅北地区測量図」における事業対象地位置と「北口改札計画図」における事業対象地位置が異なりますが、「北口改札計画図」の位置が正と考えてよろしいでしょうか。「北口改札計画図」の位置が正の場合、「周辺事業計画図・敷地位置図・事業区域図・瑞浪駅北地区測量図」における敷地位置は、「北口改札計画図」の境界点R436が南東角となる位置まで線路側境界線と並行に移動(約9m)させた位置が正と考えてよろしいでしょうか。	「周辺事業計画図・敷地位置図・事業区域図・瑞浪駅北地区測量図」における事業対象地位置が正です。

○		68	要求水準 添付資料①								各種申請上の敷地境界線(道路境界線(ロータリー、北側道路)、隣地境界線)についてご教示ください。	添付の参考資料①をご確認ください。
○		69	要求水準 添付資料③ 上下水道埋設図	1							対象敷地及び、敷地周辺(駐車場など)には、ガス管や、低圧、高圧ケーブルの埋設は無いと想定してよろしいでしょうか。 現況敷地内の電気ハンドホールは既存駐車場のものでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
○		70	別添2 事業者選定 基準	5							提案価格については、基礎審査にて上限以下であることを確認するのみで、定量的に価格点が与えられることはないという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
○		71	別添2 事業者選定 基準	6							提案書の作成にも関わってきますので、ヒアリングにおいて、プレゼンテーションの時間配分や持込可能資料などのレギュレーションについて、可能な範囲でお示し下さい。	プレゼンテーションは9月1日(月)に実施し、プレゼンテーション(20分)、質疑応答(30分)を想定しております。また、説明時のプロジェクター等の機器使用は可としますが、映す内容は企画提案書の範囲とします。詳細は企画提案書受付後に通知します。
○		72	別添2 事業者選定 基準	6							採点基準について、基礎審査にて要求水準は満たしていることが前提となることから、その上で提案内容の優劣について評価するという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
○		73	別添2 事業者選定 基準	9	5	4	2	(2)	2)	7	工事費の評価の視点において「1) 本施設の規模と工事費について、提案における考え方が妥当である。2) OD方式の特徴を踏まえ、提案された工事費に収めるための設計協議の進め方等について、具体的な方策や工夫点について提案がある。」と記載されているが、様式9-2に記載した金額そのものの評価対象となるのでしょうか。	様式9-2に記載された予定工事費の金額について定量的な評価は行いません。ただし、予定工事費の考え方は評価対象となるため、内訳や算定根拠を明確にしてください。
○		74	別添2 事業者選定 基準	11	42	4	2	(2)	3)	10	業務費の評価の視点において「1) 総括管理業務費のうち開館準備業務費、指定管理料について、提案における考え方が示されている。」と記載されているが、様式8に記載した金額そのものの評価対象となるのでしょうか。	様式8に記載された金額について定量的な評価は行いません。ただし、業務費の考え方は評価対象となるため、内訳や算定根拠を明確にしてください。
○		75	別添2 事業者選定 基準	2	9						「審査は応募者の実名審査とする。」とあるが、応募者の企業名、サービス、一部従業員などの個人情報などの掲載をしても良いでしょうか。	応募者の企業名、サービス、一部従業員などの個人情報などの掲載は可とします。
○		76	別添3 様式集	様式 2-1							代表企業、構成企業それぞれが該当箇所に記入の上、それぞれの分を提出は許可頂けますでしょうか。 ※4社であれば4枚の申請書提出となります。	代表企業・構成企業の各企業がそれぞれ作成し、各企業分の枚数を提出することは可とします。

○		77	別添3 様式集	様式 2-1								提案書提出届(兼)構成企業の制限に関する誓約書は、 構成企業の連判押印が必要な書式となっておりますが、 作業効率向上の為、各社毎にページを区切って提出す ることも可能でしょうか。	No.76の回答を確認してください。
○		78	別添3 様式集	様式 2-1～ 5								印影指定として「社印」とありますが、角印で問題ないで しょうか。	代表者印としてください。
○		79	別添3 様式集	様式 2-1～ 5								副本として提出分はコピーで問題ないでしょうか。	問題ありません。
○		80	別添3 様式集	様式 2-3、5	25							「要求水準書に示す必要な資格・専門性を示す資料の 写しを添付してください」とありますが、証明書などがな い場合は添付無しで問題ないでしょうか。	資格を示す資料としては、資格内容に応じた資格証明書 (写し)を提出ください。 実績を示す資料としては、当該業務実績等を証する契約 関係書類の写しを提出してください。 その他、講習修了証等の専門性を明確に証明できる資料 を必ず提出ください。
○		81	別添3 様式集	様式2 -3、5	26							「上記実績を示す資料の写しを添付してください」とあり ますが、「上記実績」における他自治体との押印済みの 協定書などで問題ないでしょうか。	問題ありません。
○		82	別添3 様式集	様式 2-3	22							「※要求水準書に示す必要な資格・専門性を示す資料 の写し」とはどのような資料でしょうか？次の行の「※上 記実績を示す資料の写し」との違いをご教示ください。	No.80、81の回答を確認してください。
○		83	別添3 様式集	様式 2-3								「要求水準書に示す必要な資格・専門性を示す資料の 写し」とは、どのようなものを提出すれば宜しいでしょ うか。	No.80の回答を確認してください。
○		84	別添3 様式集	様式 2-5	25							「※要求水準書に示す必要な資格・専門性を示す資料 の写し」とはどのような資料でしょうか？次の行の「※上 記実績を示す資料の写し」との違いをご教示ください。	No.80、81の回答を確認してください。
○		85	別添3 様式集	様式 2-5								「要求水準書に示す必要な資格・専門性を示す資料の 写し」とは、どのようなものを提出すれば宜しいでしょ うか。	No.80の回答を確認してください。

○		86	別添3 様式集	様式 2-6					①		提出する現在事項全部証明書は副本添付分は正本の コピーで良いでしょうか。	問題ありません。
○		87	別添3 様式集	様式 2-6					③		提出する「9号書式その3の3」は正本・副本ともに写しで 良いでしょうか。	問題ありません。
○		88	別添3 様式集	様式 2-6					④		法人事業税(特別税含む)納税証明書は未納無し証明 で良いでしょうか。	問題ありません。
○		89	別添3 様式集	様式 2-6					④		法人事業税(特別税含む)納税証明書は正本・副本とも に写しで良いでしょうか。	問題ありません。
○		90	別添3 様式集	1	13						正本・副本ともに提案書の印刷方法は片面・両面のいず れか指定はありますでしょうか。現在は混在を想定して います。	片面・両面のいずれでも問題ありませんが、ファイル又は バインダーに綴じる際に、様式2-1、3-1、4-1、5-1、6-1、 7-1、8-1、9-1は右側となるようにしてください。
○		91	別添3 様式集	1	13						提案書内での提案事業者が特定できるような運営施設 名やサービス名の記載は問題ないでしょうか。	問題ありません。
○		92	別添3 様式集	1	22						提出書類は「Microsoft社のWordおよびExcel(ともに Office 2007以上)により作成」とありますが、提案書につ いては様式はそのままMicrosoft社のPowerPointによ る作成は許可頂けますでしょうか。	様式3～7についてはMicrosoft社のPowerPointによる作成 を可とします。
○		93	別添3 様式集	様式 2-2 ～ 様式 2-5							添付が求められています「瑞浪市競争入札参加資格者 名簿に登録があることを証明する資料の写し」は、市に て公表されております、「競争入札参加資格者名簿」の 当該箇所を添付すれば宜しいでしょうか。	入札参加資格者名簿についてはこちらで確認できるので、 「証明する資料の写し」の添付は求めません。関連する様 式2-2～様式2-6を修正しました。
○		94	別添3 様式集	1							頁数を記入する「各様式のシリーズごと」とは、親番号ご とという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。様式3-1や様式4-1をP.1として、親 番号ごとに通し番号を付けてください。
○		95	別添3 様式集	1							頁数については、表紙も含んでの記入でしょうか？	表紙(様式3の場合は様式3-1)も含んで記入してくださ い。また、同じ様式で複数頁の構成となる場合は、企画提 案書の右上の様式番号の下に、「様式内での当該頁数／ 様式の全体頁数」を記載してください。 (例:様式3-2で様式の全体頁数が2頁となる場合は、様式 3-2の1頁目に「1/2」、2頁目に「2/2」と記載)
○		96	別添3 様式集	1							頁数について「図面集」「事業収支計画に関する提案書」 「予定工事費・長期修繕計画に関する提案書」について も記入が必要でしょうか？	いずれの様式においても頁数を記入してください。

○		97	別添3 様式集	1							正本・副本ともに企業名は実名記載ということでよろしい でしょうか？	お見込みのとおりです。
○		98	別添3 様式集	1							CD-R又はDVD-Rに保存するデータは、Word・Excelのみ で、PDFのデータは不要ということでよろしいでしょうか？	PDFデータも提出してください。
○		99	別添3 様式集	1							提案の裏付けとなる関心表明書等を添付資料として提 出してもよろしいでしょうか？	問題ありません。
○		100	別添3 様式集 (Excel)								様式8-3～8-9、9-2、9-3について枚数制限がありませ んが、任意という理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりですが、見やすさに留意してください。
○		101	別添3 様式集	様式 2-6	34						平成21年4月1日から参加資格確認基準日までの間に 完了した業務において、延床面積3,000㎡以上、かつ、 図書館またはホール機能を含む複合公共施設(国また は地方公共団体発注)の運営業務を履行した実績を証 明する資料は、具体的にどのような物を提出すればよろ しいでしょうか。	運営業務の契約書の写し等、運営業務を履行したことが 分かる資料を提出してください。
○		102	別添3 様式集	様式 3-2～							提案内容を記載する様式3-2以降の様式につきまして、 提出書類はMicrosoft社のWordおよびExcelにて作成と ありますが、必要な項目を記載、留意点を厳守した上で 任意のフォーマットを使用することは可能でしょうか？	様式3～7については、様式番号、タイトル行、枠、応募者 名欄が各様式で位置を統一して記載されていれば任意の フォーマットを使用することを可とします。また、No.92の回 答も確認してください。
○		103	別添3 様式集	様式 9-2	表中						「算定根拠」の記入欄がございますが、具体的にはどの ような内容が記入されることを想定されていらっしゃるま すでしょうか。	類似施設実績単価、刊行物単価及び補正の考え方、メー カー等への見積等を想定しております。
○		104	別添4 基本契約書 (案)	5		第11 条					協力企業等への再委託を円滑に行うため、再委託先へ の情報開示の場合を但書に含める形に修正頂けないで しょうか？ 修正案の例(※下線部を追加)： 乙及び丙が相手方に 守秘義務を負わせた上で本事業に関する資金調達又は 第6条の第三者への委託又は請負に必要かつ……	基本契約書(案)第11条を修正します。
○		105	別添5 設計および 工事監理業 務委託契約 書(案)	2	41	5条	1				許認可・届出等に必要な各種申請手数料については発 注者(建築主)負担と考えて良いですか。	許認可・届出等に必要な各種申請手数料については事業 者負担とします。

○		106	別添5 設計および 工事監理業 務委託契約 書(案)	18		第66 条	第1 項				本条項に基づく解除の場合、第69条第4項による甲から乙への損害賠償があるとはいえ、乙が選定手続を経て事業者として選定されることに鑑み、解除にあたって乙の承諾を要件として頂けないでしょうか？	原案のとおりとします。
○		107	別添5 設計および 工事監理業 務委託契約 書(案)	22	27	78条					秘密保持について第三者の中に、設計業務に必要な特定の第三者(国、地方公共団体、指定検査機関及びメーカー)に必要最小限の範囲で開示できるものとしてよいですか。	お見込みのとおりです。
○		108	別添5 設計および 工事監理業 務委託契約 書(案)	32	15	39条	別紙 4	2	(2)		表 基準となる指標としてC2:募集要項が公表された4月時点で公表されている値ではなく、4月の確定値として7月ごろ(見込)に公表される値を採用すると考えれば良いですか。	お見込みのとおりです。
○		109	別添6 管理運営業 務委託契約 書(案)	4		第7条					業務内容の変更及び業務の一時中止の重大性に鑑み、乙への通知だけでなく、乙との協議を要件として頂けないでしょうか？	原案のとおりとします。
○		110	別添6 管理運営業 務委託契約 書(案)	6		第16 条	第2 項				管理運営業務委託契約書と指定管理者基本協定の関係についてご教示ください。 指定管理者基本協定の第6条、第37条、第38条及び第49条では管理運営業務委託契約書の特定の条項のみが準用されると謳われており、管理運営業務委託契約書の全ての条項が指定管理業務に適用されるわけではないと理解されますが、その理解でよいでしょうか？	管理運営業務委託契約は、事業期間全体に亘り適用されるものですので、管理運営業務委託契約の規定を順守したうえで、指定管理業務を行う必要があります。指定管理者基本協定において、同様の規定内容となる部分に関して、「準用する」との記載をしておりますが、準用すると記載している条項についてのみ指定管理業務に適用するという意図ではございません。
○		111	別添6 管理運営業 務委託契約 書(案)	6		第17 条	第2 項				指定管理者基本協定の案には主催事業企画書、自主事業企画書、主催事業事業報告書、自主事業報告書の定めが存在しないものと思います。これらは指定管理年度協定で定めるのでしょうか？	指定管理者基本協定第15条及び第18条に規定しております。
○		112	別添6 管理運営業 務委託契約 書(案)	8		第27 条	第1 項				法令改正等に起因する履行不能を理由とする解除であるため、乙からも解除できる形に修正頂けないでしょうか？	原案のとおりとします。
○		113	別添6 管理運営業 務委託契約 書(案)	9		第28 条	第1 項				本条項に基づく解除の場合、第31条第4項による甲から乙への損害賠償があるとはいえ、乙が選定手続を経て令和21年3月までの事業の事業者として選定されることに鑑み、解除にあたって乙の承諾を要件として頂けないでしょうか？	原案のとおりとします。
○		114	別添6 管理運営業 務委託契約 書(案)	13	38						管理運営業務委託契約書などにある著作権譲渡に規定は、例外なく成果物として提出するものは、すべて市に譲渡することになるのでしょうか？	お見込みのとおりです。

○		115	別添6 管理運営業 務委託契約 書(案)	14		第43 条	第1 項				協力企業等への再委託を円滑に行うため、再委託先への情報開示の場合を禁止事項から除外する形に修正頂けないでしょうか？ 修正案の例(※下線部を追加)： 融資機関又は第10条の委託先若しくは請負人以外の第三者に漏えいし……	管理運営業務委託契約書(案)第43条を修正します。
○		116	別添6 管理運営業 務委託契約 書(案)	11	22	第33 条	第3 項				「前項の規定は、本契約に基づく乙の履行が完了した後も適用するものとする。」と記載がございますが、履行が完了したのちとは、当該事業期間が終了後を謳っているのでしょうか。当該条文が事業期間終了後をも指し示めた場合、事業へ参画できなくなる可能性がございます。事業期間終了までとしていただきたい。	第30条第3項への質問として回答します。開館準備期間中に第29条第3項の事由が判明した場合の違約金及び損害賠償金の支払い債務が事業期間終了後も継続して適用される趣旨であり、事業終了後に第29条第3項の事由が判明した場合に違約金及び損害賠償金の支払いを課すものではございません。
○		117	別添7 指定管理者 による管理 運営に関する 基本協定書 (案)	12	20	第42 条	第3 項				「前項の規定は、本契約に基づく乙の履行が完了した後も適用するものとする。」と記載がございますが、履行が完了したのちとは、当該事業期間が終了後を謳っているのでしょうか。当該条文が事業期間終了後をも指し示めた場合、事業へ参画できなくなる可能性がございます。事業期間終了までとしていただきたい。	No.116の回答を確認してください。
○		118	別添7 指定管理者 による管理 運営に関する 基本協定書 (案)	1		第3条	第6 項				協定に定めのない事項に関する協力につき、無限定に拡大しないように、「合理的な範囲で」といった文言を追加頂けないでしょうか？	条項に「合理的な範囲で」を追記します。
○		119	別添7 指定管理者 による管理 運営に関する 基本協定書 (案)	2		第6条					管理運営業務委託契約書の第1章の条項のうち指定管理業務に適用される条項は、第5条、第6条、第9条及び第10条に限られるという理解でよいのでしょうか？	No.110の回答を確認してください。
○		120	別添7 指定管理者 による管理 運営に関する 基本協定書 (案)	4		第15 条	第4 項				「甲が業務計画書を変更した場合は、乙は、業務計画書を修正し」とありますが、どのような状況を想定したものでしょうか？(同様のことが第15条第5項に規定されており、そちらに一本化されたほうが分かりやすいように思いますが、いかがでしょうか。)	同項に記載の、「業務方法の変更、業務水準又は業務範囲の変更、その他本指定管理業務にかかる一切の変更」により、甲側から業務計画書の変更を申し入れた場合を想定しています。第5項については、業務内容の変更等に関わらず、合理的に変更が必要な場合について規定しております。

○		121	別添7 指定管理者 による管理 運営に関する 基本協定書(案)	5		第19 条	第3 項				不適合の場合、責任追及期間が法定の1年から2年になっているのは何か事情がありますでしょうか。	公共工事標準請負契約約款及び瑞浪市工事請負契約約款に準じて、契約不適合の担保期間を2年としております。ただし、設備機器本体等の担保期間は1年となりますため、指定管理者基本協定書(案)第19条に設備機器本体等の担保期間(1年)の規定を追記します。
○		122	別添7 指定管理者 による管理 運営に関する 基本協定書(案)	8		第31 条	第2 項				甲からの是正勧告があった場合に乙が作成・提出する文書の名称が業務是正勧告書となっているのは違和感がございませう。業務是正計画書などに修正されてはいかがでしょうか？	「業務是正勧告書」を「業務改善計画書」に修正します。
○		123	別添7 指定管理者 による管理 運営に関する 基本協定書(案)	8		第31 条	第3 項				業務水準不達成の場合の措置として別紙2に規定されているものは指定の取消と業務の停止であって、指定管理料の減額及び協定の解除は規定されていないと存じます。本条項の効果を、別紙2と対応した形に修正頂けないでしょうか？	指定管理者基本協定書(案)第31条第3項を別紙2と対応した形に修正します。指定管理料の減額に関する規定は削除しますが、別紙2の指定の取消により、第41条第1項に基づき、指定が取り消された場合には協定が解除できることとなります。
○		124	別添7 指定管理者 による管理 運営に関する 基本協定書(案)	9		第37 条					本条項に基づき管理運営業務委託契約書の第5章の条項のうち第22条、第23条及び第24条が準用されるという理解でよいでしょうか？	お見込みのとおりです。
○		125	別添7 指定管理者 による管理 運営に関する 基本協定書(案)	9		第38 条					本条項に基づき管理運営業務委託契約書の第5章の条項のうち第25条、第26条及び第27条が準用されるという理解でよいでしょうか？	お見込みのとおりです。
○		126	別添7 指定管理者 による管理 運営に関する 基本協定書(案)	10		第40 条	第1 項				本条項に基づく解除の場合、第43条第4項による甲から乙への損害賠償があるとはいえ、乙が選定手続を経て令和21年3月までの事業の事業者として選定されることに鑑み、解除にあたって乙の承諾を要件として頂けないでしょうか？	原案のとおりとします。
○		127	別添7 指定管理者 による管理 運営に関する 基本協定書(案)	10		第41 条	第1 項	第6 号			指定管理年度協定は、基本協定に基づき各年度の業務内容の細目と指定管理料の金額を確認するための文書であることから、貴市がそれを締結しないことにより、基本協定自体を解除できるとする効果を持たせるのは行き過ぎかと存じます。「第8条に定める指定管理年度協定が締結されなかった場合」を削除頂けないでしょうか？	指定管理者基本協定書(案)第41条第1項第6号における「第8条に定める指定管理年度協定が締結されなかった場合」を削除します。

○		128	別添7 指定管理者 による管理 運営に関する 基本協定書(案)	10	8						コンソーシアムによる応募の場合で、乙＝コンソーシアム組成の各企業と貴市との間で契約を行う場合、甲による解除として、該当項目にコンソーシアムのうち1企業が該当する場合、解除事由に該当するか。または、コンソーシアムの構成企業の入替を行うことにより解除事由に当たらないということで契約の継続が可能でしょうか。	指定管理者基本協定を締結する維持管理及び運営事業者(設計・工事監理事業者は含まない)のうち、1企業が解除事由に該当した場合には、解除となる可能性があります。
○		129	別添7 指定管理者 による管理 運営に関する 基本協定書(案)	12		第43 条					業務内容の変更に伴い指定管理料が変更される場合ではなく、指定管理料は、役務の対価と経費の合算であるため、物価変動により実質指定管理料が減少した場合においても本条をもとに解除は可能でしょうか。または、35条の規定にとどまるのでしょうか。	本条の解除は、業務方法・内容の変更、業務水準又は業務範囲を変更したことにより、開館準備業務費及び指定管理料が3分の2以上減少した場合であり、物価変動による開館準備業務費及び指定管理料の減少は、解除事由にはあたりません。
○		130	別添7 指定管理者 による管理 運営に関する 基本協定書(案)	12		第43 条	第1 項				第6条による準用の対象には管理運営業務委託契約書の第7条は入っていないものと存じます。内容としても、指定管理業務においては同第7条に基づく変更は馴染まず、本条項は削除頂くか、又は甲乙の協議・合意による変更を基調とする内容に修正頂けないでしょうか？	指定管理者基本協定書(案)第6条における準用する規定に、管理運営業務委託契約書(案)の第7条を追記します。
○		131	別添7 指定管理者 による管理 運営に関する 基本協定書(案)	14		第47 条	第1 項				「本協定終了後も継続して供用可能な水準」について、いわゆる経年劣化をどう考えるかなど、具体的な判断基準をご教示ください。	経年劣化は許容しますが、具体的な判断基準は協議により定めます。
○		132	別添7 指定管理者 による管理 運営に関する 基本協定書(案)	15		第49 条	第1 項				管理運営業務委託契約書には第9章が存在しませんが、同契約書のどの条項の準用を意図したものでしょうか？	本項は、管理運営業務委託契約書第8章における規定の準用を意図したものです。本項を修正します。
○		133	別添7 指定管理者 による管理 運営に関する 基本協定書(案)	21		別紙3	1	(1)			表の「支払方法」にある「提案」とは、乙(事業者)が企画提案する提案金額を意味しているという理解でよいでしょうか？	お見込みのとおりです。
○		134	別添7 指定管理者 による管理 運営に関する 基本協定書(案)	24	1						ここに記載のある内容は、いわゆる最低賃金の上昇や物価上昇に沿って指定管理料も増額されていき、ただし改定率絶対値が1.5%未満の場合は事業者負担、という認識で合っていますか？	お見込みのとおりです。別紙3の2に記載の基準となる指標の変動に基づき、指定管理料を改定します。改定率の絶対値が1.5%未満である場合は改定を行わず、事業者負担となります。

○		135	ハザードマップについて								県作成のハザードマップでは、本計画地は想定最大規模(1,000年に一度)の土岐川氾濫の際、3～5m程度の浸水が想定されますが、対策は必要でしょうか。	想定最大規模浸水については、避難方法の確立等、ソフト対策を想定しています。
○		136	ペDESTリアンデッキについて								駅からのアクセスは2階レベルより、ペDESTリアンデッキによる接続を想定されていますでしょうか。その場合は、計画建物と接続を想定している高さ、位置があればご教示お願いいたします。	ペDESTリアンデッキ等を含め接続方法については、事業者の提案に委ねるものとしますが、より利用者の利便性が向上する提案を求めます。 ペDESTリアンデッキ等、本施設(外構含む)以外の設計費・工事費は募集要項の設計費・工事費に含まれません。
○		137	事業対象地について								水路の付け替え予定位置についてご教示ください。	計画区域外の北側に付替え予定です。